

議案第48号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年6月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部改正により、障害基礎年金等を受給している者の所得の範囲が改められたことを受け、母子・父子家庭医療制度の所得制限に関する規定の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による」を「児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定を準用する」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第3項の規定は、令和3年3月1日から適用する。